天神川地域森林計画書(第3回変更)

(天神川森林計画区)

樹立年月日 平成30年12月28日

変更年月日(第1回) 令和 3年 3月31日

変更年月日(第2回) 令和 3年12月23日

変更年月日(第3回) 令和 5年 月 日

計画期間 自 平成31年 4月 1日

至 平成41年 3月31日

鳥 取 県

地域森林計画の変更について

- 1 変更の根拠 森林法第5条第5項の規定による地域の情勢の変化によるもの
- 2 変更の要旨

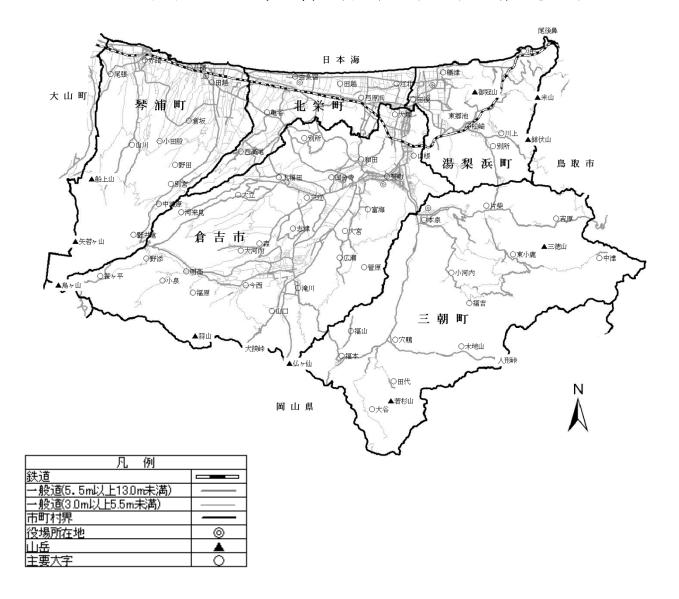
「Ⅱの第1 計画の対象とする森林の区域」 「Ⅱの第6の4 林道の開設又は拡張に関する計画」

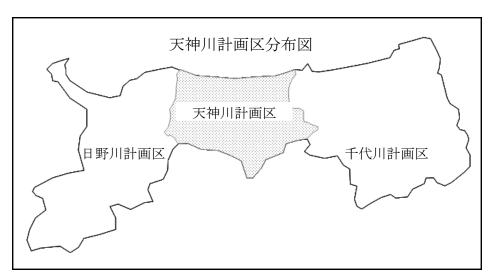
目 次

		 林計画区概況図 制度の体系図	
т	到证	ゴの大綱	ก
I 第			
		条林計画区の概況	
		が計画の実行結果の概要及びその評価	
		├画樹立に当たっての基本的な考え方	
		i事項	
- 1 -		├画の対象とする森林の区域 採林の整備及び保全に関する基本的な事項	
		『株の整備及び保全に関する基本的な事項 の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(条林の整備及び保全の目標	
	, ,	森林の整備及び保全の基本方針計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
0			
		他必要な事項	
- 1 -		条林の整備に関する事項	
1		の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	
		立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
		立木の標準伐期齢に関する指針	
0		その他必要な事項	
2			
		人工造林に関する指針	
	. ,	天然更新に関する指針	
		植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
0		その他必要な事項	
3		及び保育に関する事項	
		間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
		保育の標準的な方法に関する指針	
		その他必要な事項	
4		的機能別施業森林等の整備に関する事項	
		公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	მ
	(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準	
	(0)	及び当該区域における施業の方法に関する指針	
_		その他必要な事項	
5	—	等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
	` ′	林道(林業専用道を含む)等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
		効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	, ,	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方.	
		路網の規格・構造についての基本的な考え方	
		更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
		その他必要な事項	5
		を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化	
		也森林施業の合理化に関する事項	5
	(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
	(-)	及び森林施業の共同化に関する方針	
	. ,	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(3)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	6

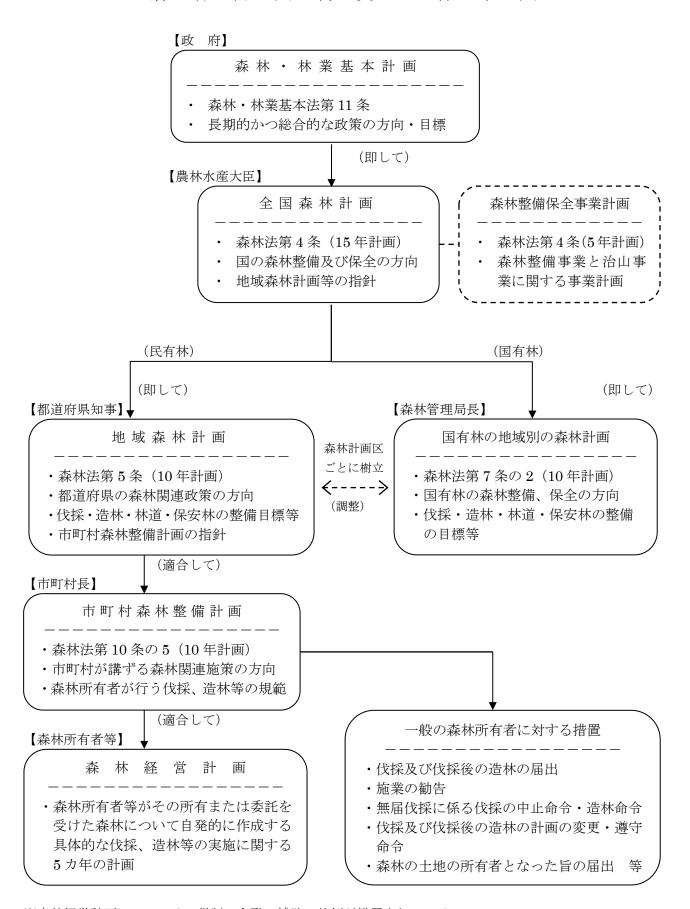
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	. 6
(5) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	. 6
1 森林の土地の保全に関する事項	-6
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林の区域の面積等	6
(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	-6
2 保安施設に関する事項	
(1)保安林の整備に関する方針	-6
(2) 保安施設地区に関する方針	6
(3) 治山事業に関する方針	-6
(4) その他必要な事項	6
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項	6
(1)森林病害虫等の被害対策の方針	6
(2) 鳥獣害対策の方針 (3に掲げる事項を除く)	6
(3)林野火災の予防の方針	-7
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	. 7
第 6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	. 7
4 林道の開設又は拡張に関する計画	
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	
第7 その他必要な事項	. 7

天神川地域森林計画区概况図





森 林 計 画 制 度 の 体 系 図



※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

(単位:面積 ha)

			(中位·固負 III)
紛	数	43, 849. 61	1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図にお
	倉 吉 市	15, 316. 67	いて表示する区域内の民有林とする。
	湯梨浜町	3, 965. 37	2 地域森林計画の対象とする森林は、次の(1)から(3) までの事項の対象となる
市	三朝町	16, 577. 50	(1)森林法第 10 条の 2 第1項の開発行為の許可 (2)森林法第 10 条の 7 の 2 第1項の森林の土地の所有者と
町	北栄町	1, 421. 64	なった旨の届出 (3)森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届
村	琴浦町	6568. 43	出
別			3 森林計画図の縦覧場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課 鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課
内訳			4 地域森林計画の対象に含めない森林 (1)近接する森林と森林施業上の関連を有しない森林 (孤立し、かつ0.3~クタール以下の森林) (2)都市計画法による市街化区域内の森林又は市街化区域と 市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区 域において用途地域として定められている区域内の森林で あって当該市街化区域又は用途地域として定められている 区域外の森林と森林施業上の関連を有しない森林 (3)国又は地方公共団体が実施する事業により道路、鉄道、 住宅用地、工業用地若しくは、農業用地等森林以外の用に 供される森林又は森林法第10条の2の規定に基づく林地 開発許可(連絡調整を含む)を受け、完了確認が終了した 森林

※面積は森林簿の集計による。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- (1) 森林の整備及び保全の目標

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(3) その他必要な事項

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

2 造林に関する事項

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 人工造林に関する指針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(2) 天然更新に関する指針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

(3) その他必要な事項

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道(林業専用道を含む)等の開設及び改良に関する基本的な考え方

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり
- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方 平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり
- (4)路網の規格・構造についての基本的な考え方

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(5) 林産物の搬出方法

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(6) その他必要な事項

該当なし

- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- (1)森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針 平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり
- (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(5) その他必要な事項

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

- 第4 森林の保全に関する事項
- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の区域の面積等

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

- (2)森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 保安施設地区に関する方針

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 治山事業に関する指針

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(4) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(2) その他必要な事項

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(3) 林野火災の予防の方針

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

2 間伐面積

令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(単位 延長:m、面積:ha)

開設	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	備考
拡張	改良		倉吉市	明谷	200 - 1箇所	94	0	その他
拡張	改良		倉吉市	山の神	300 - 1箇所	36	0	その他
拡張	改良		三朝町	実光福吉	100 - 1箇所	56	0	(その他) 幹線

※() は変更前 上記以外は令和3年12月23日変更の地域森林計画のとおり

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

平成30年12月28日樹立の地域森林計画のとおり